

令和8年4月1日現在の条文

○吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例

令和元年10月18日条例第17号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第2条—第13条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償（第14条—第18条）

第4章 雜則（第19条—第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づくフルタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の給与並びに地方自治法第203条の2の規定に基づくパートタイム会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の給与及び費用弁償に關し必要な事項を定めるものとする。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

（給与の種類）

第2条 フルタイム会計年度任用職員（以下この章において「職員」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（給料）

第3条 給料は、吹田市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年吹田市条例第169号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対し、その職務の内容、責任の輕重、勤務の強度、勤務時間、労働環境その他勤務に関する条件に応じて支給する。

2 給料は、吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号。以下「一般職給与条例」という。）に定める行政職給料表（5等級から7等級までに係る部分に限る。以下「給料表」という。）に基づき支給する。ただし、月額により難い場合の給料は、給料表に掲げる給料月額に12を乗じて得た額を勤務時間条例第2条第1項の規則で定める勤務時間に52を乗じて得

た時間から第8条第1項に規定する休日の勤務時間を減じた時間で除して得た額を1時間の給料の額として算定することにより、支給する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとする。

4 職員の職務の等級は、前項の分類に従い決定し、新たに職員となった者の号給は、別に定める基準に従い決定する。

5 給料の支給方法並びに給料支給の始期及び終期については、一般職給与条例第7条及び第8条の規定の例による。ただし、第2項ただし書の規定による給料の支給方法は、市長が定める。

(地域手当)

第4条 地域手当の額については、一般職給与条例第17条の2の規定の例による。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の市長が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額については、一般職給与条例第18条第2項の規定の例による。ただし、これにより難い場合の通勤手当の額は、規則で定める。

(特殊勤務手当)

第6条 職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について、特別の考慮を必要とする場合において、これを給料に組み入れることが困難又は不適当な事情があるときは、勤務の特殊性

に応じ特殊勤務手当を支給することができる。

- 2 特殊勤務手当の上限額については、一般職給与条例第21条第2項の規定の例によるものとし、種類及び支給される職員の範囲並びにその額は、規則で定める。

(時間外勤務手当)

第7条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、時間外勤務手当を支給する。

- 2 時間外勤務手当の額については、一般職給与条例第22条の規定の例による。

(休日勤務手当)

第8条 勤務時間条例第5条第1項に規定する休日（同項ただし書の規定により任命権者が定める休日を含む。以下「休日」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員（その休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務を免除される職員を除く。）には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当を支給する。休日に準ずるものとして市長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

- 2 休日勤務手当の額については、一般職給与条例第24条の規定の例による。

(夜間勤務手当)

第9条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務手当を支給する。

- 2 夜間勤務手当の額については、一般職給与条例第25条の規定の例による。

(宿日直手当)

第10条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、宿日直手当を支給する。

- 2 宿日直手当の額については、一般職給与条例第26条の規定の例による。

- 3 宿日直勤務に対しては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、支給しない。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、当該任用の期間等を考慮して市長が定める職員に対し、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給するものとする。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日の前日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額（日を単位として給料の額を定める職員にあっては、1週間の所定の勤務時間を考慮して市長が定める額）とする。

4 第2項の在職期間は、職員が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、引き続いて在職したものとみなして算定するものとし、在職期間から除算すべき期間その他在職期間の算定に關し必要な事項は、市長が定める。

5 期末手当の支給については、一般職給与条例第28条の2及び第28条の3の規定の例による。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、当該任用の期間等を考慮して市長が定める職員に対し、基準日前2年の期間内において規則で定める期間における当該職員の勤務期間及び勤務成績に応じて、それ基準日の属する月の市長が定める日に支給するものとする。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前条第3項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。

4 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

(退職手当)

第13条 退職手当については、吹田市職員の退職手当に関する条例（昭和39年吹田市条例第3号）に定めるところによる。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償

(給与の種類及び費用弁償の範囲)

第14条 パートタイム会計年度任用職員（以下この章において「職員」という。）の給与は、基本報酬、地域報酬、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直報酬、

期末手当及び勤勉手当とする。

2 職員が弁償を受ける費用は、通勤に要する費用及び公務のための旅行に要する費用とする。

(基本報酬)

第15条 基本報酬は、正規の勤務時間による勤務に対し、その職務の内容、責任の軽重、勤務の強度、勤務時間、労働環境その他勤務に関する条件に応じて支給する。

2 基本報酬は、給料表に基づき、次に定めるところにより支給する。

(1) 月額による基本報酬の額は、給料表に掲げる給料月額に、当該職員について定める1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項の規則で定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、月額289,530円を超えることができない。

(2) 月額によらない基本報酬の額は、第3条第2項ただし書の規定の例により算定する。

3 前項の規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮して規則で定める職員の基本報酬の額は、市長が定める。

4 前3項に規定するもののほか、基本報酬については、第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(その他の報酬)

第16条 地域報酬、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直報酬、期末手当及び勤勉手当については、第4条及び第6条から第12条までの規定を準用する。

(通勤に係る費用弁償)

第17条 通勤に係る費用弁償については、第5条の規定を準用する。

(出張に係る費用弁償)

第18条 公務のための旅行に係る費用弁償については、吹田市旅費条例（昭和26年吹田市条例第136号）の規定の例による。

第4章 雜則

(休職者の給与)

第19条 職員（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）が法第28条第2項第2号に該当して休職になったときは、その休職の期間中、給料及び地域手当又は基本報酬及び地域報酬のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(給与の支給額の計算方法)

第20条 給与の支給額の計算方法については、一般職給与条例第31条及び第32条の規定の例による。

(出張中の職員に対する手当)

第21条 公務により出張中の職員に対する手当については、一般職給与条例第33条の規定の例による。

(給与の減額)

第22条 職員が正規の勤務時間中に勤務しない場合の給与の減額については、一般職給与条例第34条の規定の例による。

(給与からの控除)

第23条 給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、次に掲げるものについて行うものとする。

- (1) 市立保育所等に勤務する職員の給食費に相当する金額
- (2) 吹田市勤労者福祉共済の掛金に相当する金額

(給与の口座振替)

第24条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(一般職給与条例の規定が改正された場合の措置)

第25条 この条例の規定により職員について適用し、又はその例によることとされる一般職給与条例の規定が改正された場合（当該一般職給与条例の規定の改正規定の施行の日（以下「改正規定の施行の日」という。）が4月1日以外の日である場合に限る。）において、当該改正規定による改正後の一般職給与条例（以下「改正後一般職給与条例」という。）の規定が改正規定の施行の日の属する年度の4月1日から適用されるときは、改正後一般職給与条例の規定は、当該年度における在職の状況等を考慮して市長が定める職員にあっては同日から、当該職員以外の職員にあっては改正規定の施行の日の属する月の初日から適用する。

2 前項の場合においては、改正後一般職給与条例の規定の適用前のこの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後一般職給与条例の規定の適用後のこの条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年度の期末手当の特例)

2 規則で定める職員に対する令和2年5月1日及び同年11月1日を基準日とする期末手当についての第11条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の65」とする。

附 則（省略）

附 則（令和7年3月31日条例第20号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条及び第12条の規定は、令和6年度における在職の状況等を考慮して市長が定める職員に限り、令和6年11月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和8年1月8日条例第6号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年度における在職の状況等を考慮して市長が定める職員に限り、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。